

意見募集案件	第2次「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」(案)の策定について
担当課	市民環境部市民課 電話 011-372-3311 内700

意見募集期間	平成27年1月5日(月)から平成27年2月4日(水)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(市民課)及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島1月1日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)  市民環境部市民課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-6188 電子メールアドレス: shimins@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成27年2月末頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 現計画期間が平成26年度をもって終了することから、現計画を基本としつつ、犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取り組みの成果や課題などを踏まえた中で見直しを行い、第2次「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画(平成27年度～平成31年度)」を策定します。 今後はこの計画に基づき、市民が安心して暮らせるまちづくりを総合的かつ計画的に推進することとします。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) すべての人々が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を目指し、次の4点を基本的な考え方として取り組みを進めます。 自分の安全は自分で守る意識の醸成、 地域における防犯活動の推進、 見せる・見える防犯活動の推進、 犯罪の起きにくい環境づくり (3) その案の根拠となる法令等 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 市民一人ひとりが自らの防犯意識を高め、犯罪を起こさせないための環境づくりを市、市民、事業者、関係団体等が連携して進めることで、犯罪のない安全で安心な市民生活を実現することができる。
対象となる政策等 の原案	別紙資料のとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール H27年2月末 推進会議の開催及びパブリックコメント結果公表 第1回定例会に報告、策定